

計画作成年度	令和7年度
計画主体	春日井市

## 春日井市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 春日井市農政課  
所在地 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
電話番号 0568-85-6236  
FAX番号 0568-84-8731  
メールアドレス nose@city.kasugai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	春日井市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜、いも類	311 (a)、908 (千円)
カラス	果樹	31 (a)、508 (千円)
ハクビシン	水稲、野菜	2.4 (a)、101 (千円)
ヌートリア	水稲	205 (a)、106 (千円)
アライグマ	※被害なし	0 (a)、0 (千円)
ニホンジカ	※被害なし	0 (a)、0 (千円)

(2) 被害の傾向

<p><b>【イノシシ】</b>  廻間町、玉野町を始めとする市東部地区で被害が拡大している。被害品目は、水稲を中心に野菜やいも類などである。  また、被害が増加していることに加え、目撃情報や被害状況を見ると生息域、行動範囲が拡大していると思われ、農業被害だけでなく生活環境にも影響が及んでいる。  こうした状況から、営農者や住民から捕獲事業の拡大やその他の対策等を求める声が上がっている。</p> <p><b>【カラス】</b>  市内全域で被害が発生している。被害品目は、ぶどうなどの果樹が中心である。</p> <p><b>【ハクビシン】</b>  市内全域で被害が発生している。被害品目は、水稲を中心に野菜などである。また、家屋等に対する被害の情報も寄せられている。  こうした状況から、捕獲駆除の希望が多くある。</p> <p><b>【ヌートリア】</b>  市内の河川や水路などの近くを中心に被害がある。被害品目は、水稲が中心である。  こうした状況から、ハクビシンほどではないが捕獲駆除の希望がある。</p> <p><b>【アライグマ】</b>  市内全域で生息が確認できている。令和6年度の被害報告はないが、引き続き捕獲等で被害防止をする必要がある。</p>
--

**【ニホンジカ】**

市内で生息は確認されていないが、近隣市町村では生息が確認されていることから、動向を調査する必要がある。

**(3) 被害の軽減目標**

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	311（a）、908（千円）	300（a）、870（千円）
カラス	31（a）、508（千円）	27（a）、450（千円）
ハクビシン	2.4（a）、101（千円）	2（a）、85（千円）
ヌートリア	205（a）、106（千円）	200（a）、100（千円）
アライグマ	0（a）、0（千円）	0（a）、0（千円）
ニホンジカ	0（a）、0（千円）	0（a）、0（千円）

**(4) 従来講じてきた被害防止対策**

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<b>【イノシシ】</b> ・春日井猟友会に捕獲業務を委託。（箱わなの移設、設置を行い、令和6年度は116頭を捕獲した。） <b>【アライグマ・ハクビシン・ヌートリア】</b> ・愛知県ペストコントロール協会に捕獲・殺処分業務を委託。 ・市直営での捕獲業務。	・捕獲業務に係る費用の増加により、捕獲業務の拡充が難しくなっていること。 ・市が委託している業務の他、非営農者を含めた地域による自衛対策や地域ぐるみでの協力が不十分であること。 ・捕獲従事者の高齢化により捕獲従事者数が減少傾向にあるため、今後の捕獲業務の担い手不足が懸念されること。
防護柵の設置等に関する取組	・営農者が独自に電気柵やワイヤーメッシュ柵などの被害防止施設の設置。 ・協議会単独事業として、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の被害防止施設設置に係る費用の補助。	・道路や水路等で被害防止施設を設置できない場所があり、完全な防止が困難なこと。 ・営農者の高齢化により設置後の管理、補修が行き届かないこと。 ・被害防止施設の資材費の高騰により、費用の捻出が困難になる可能性があること。

生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害地域に対して春日井猟友会と協力して、未収穫物の放置や除草等の指導をすることで鳥獣を寄せ付けない環境や自衛の知識の普及を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の非活性化や自衛意識等が失われ、地域ぐるみでの自衛が出来なくなる恐れがあること。</li> </ul>
--------------	--	--

### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県の第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の対象区域となっているため、この計画に則して、春日井市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画を策定し、個体数調整を進める。</li> <li>箱わなの修繕、管理等行い拡充を行う。</li> <li>被害地域に対して侵入防止柵の整備を行うだけでなく、イノシシの隠れ場となる耕作放棄地の雑草等の管理を徹底するとともに、放任果樹や収穫残渣など、農地から餌になるものを徹底して除去し、イノシシを寄せ付けない環境づくりを推進する。</li> <li>農家を中心に非農家を含めて鳥獣被害を防止するための啓発を行う。</li> <li>被害状況を把握し、効果的な取組を行うため、農家を対象に農作物の被害状況調査を毎年実施する。</li> <li>電気柵の安全な使用に関する周知及び指導により感電事故防止を図る。</li> </ul>
---

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>アライグマ、ヌートリア、ハクビシンについては、愛知県ペストコントロール協会への委託及び市直営により実施。</p> <p>イノシシについては春日井猟友会への委託による捕獲の実施。また、市職員により構成される鳥獣被害対策実施隊を設置し、春日井猟友会と協力して効率的な捕獲を推進する。</p>
--

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>春日井猟友会による捕獲実施</li> <li>市職員のわな免許取得を促進し、捕獲体制の強化を図る。</li> <li>箱わなの修繕・移設</li> <li>侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵又は電気柵の設置農家等を対象にイノシシの生態等に関するチラシの配布</li> <li>狩猟免許制度について周知を図る</li> </ul>

令和9	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井猟友会による捕獲実施</li> <li>・市職員のわな免許取得を促進し、捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・箱わなの修繕・移設</li> <li>・侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵又は電気柵の設置農家等を対象にイノシシの生態等に関するチラシの配布</li> <li>・狩猟免許制度について周知を図る</li> </ul>
令和10	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井猟友会による捕獲実施</li> <li>・市職員のわな免許取得を促進し、捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・箱わなの修繕・移設</li> <li>・侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵又は電気柵の設置農家等を対象にイノシシの生態等に関するチラシの配布</li> <li>・狩猟免許制度について周知を図る</li> </ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>近年の捕獲実績、被害状況等に基づき捕獲計画数を設定する。</p> <p><b>【イノシシ】</b></p> <p>近年の捕獲実績としては、令和4寝年度 88 頭、令和5年度が 51 頭、令和6年度が 116 頭である。令和5年度は豚熱の影響もあり、捕獲頭数は減少している。令和4年度～令和6年度にかけてわな数が大きく変わっているわけではないため、捕獲効率が上がっていると考えられ前3か年と比べ捕獲頭数は多少の増加傾向がある。そのため、令和8年度～令和10年度の捕獲計画数をそれぞれ 120 頭～130 頭とする。</p> <p><b>【アライグマ】</b></p> <p>近年の捕獲実績としては、令和4年度が 14 頭、令和5年度が 15 頭、令和6年度が 11 頭である。前3か年と比べて捕獲頭数は減少している。そのため、前3か年と今3か年を合わせた平均として、令和8年度～令和10年度の捕獲計画数を 19 頭とする。</p> <p><b>【ハクビシン】</b></p> <p>近年の捕獲実績としては、令和4年度が 21 頭、令和5年度が 22 頭、令和6年度が 13 頭である。前3か年と比べて捕獲頭数は減少している。そのため、前3か年と今3か年を合わせた平均として、令和8年度～令和10年度の捕獲計画数を 22 頭とする。</p>
--

**【ヌートリア】**

近年の捕獲実績としては、令和4年度が7頭、令和5年度が2頭、令和6年度が2頭である。前3か年と比べて捕獲頭数は減少している。そのため、前3か年と今3か年を合わせた平均として、令和8年度～令和10年度の捕獲計画数を6頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	120頭	120頭	120頭
アライグマ	19頭	19頭	19頭
ハクビシン	22頭	22頭	22頭
ヌートリア	6頭	6頭	6頭

**捕獲等の取組内容**

**【イノシシ】**

- ・捕獲手段：箱わな
- ・実施予定時期：通年
- ・捕獲予定場所：被害が発生している山沿いの地域

**【アライグマ・ハクビシン・ヌートリア】**

- ・捕獲手段：小型箱わな
- ・捕獲予定時期：通年
- ・捕獲予定場所：市内全域

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

該当無し

**(4) 許可権限委譲事項**

対象地域	対象鳥獣
春日井市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県から権限移譲済み。

**4. 防護柵の設置等に関する事項**

**(1) 侵入防止柵の整備計画**

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	被害の発生地域を中心に、電気柵(3	被害の発生地域を中心に、電気柵(3	被害の発生地域を中心に、電気柵(3

イノシシ	段) 又はワイヤーメッシュ柵の整備を行う。	段) 又はワイヤーメッシュ柵の整備を行う。	段) 又はワイヤーメッシュ柵の整備を行う。
------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	点検、草刈り、補修等について定期的に啓発する。	点検、草刈り、補修等について定期的に啓発する。	点検、草刈り、補修等について定期的に啓発する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

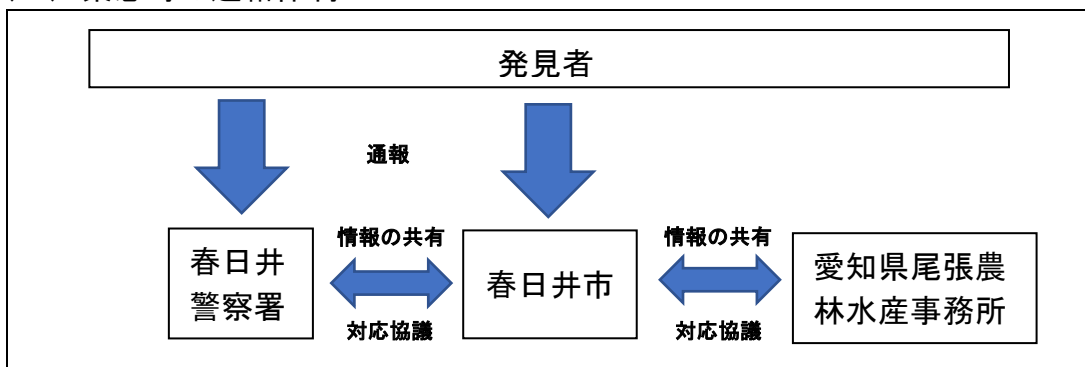
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～ 令和10	イノシシ 他の獣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止への意識向上を図るため、ホームページやチラシの配布により啓発する。</li> <li>・ 電気柵等設置補助事業を行う。</li> <li>・ 自動撮影カメラによる生態調査</li> <li>・ 鳥獣被害防止に関する情報交換会の開催</li> </ul>
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防鳥ネット等の設置に対する補助事業を行い、ホームページやチラシの配布により啓発する。</li> </ul>

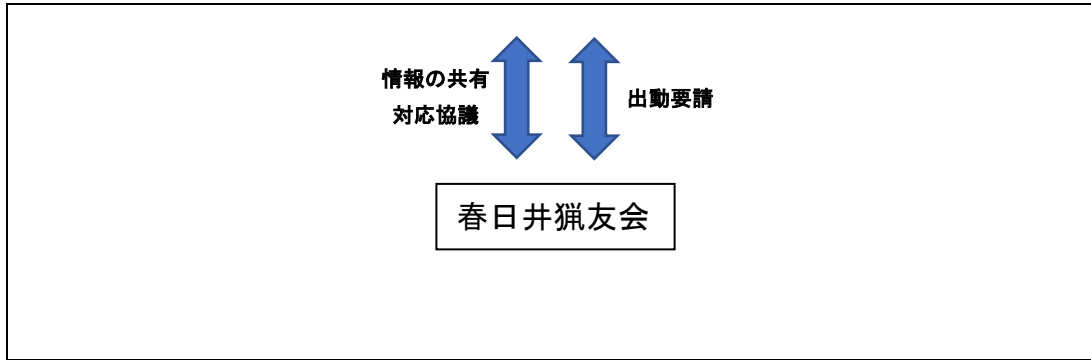
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
春日井市（及び鳥獣被害対策実施隊）	情報収集、連絡調整、広報活動
春日井猟友会	捕獲の実施
春日井警察署	情報収集、現場付近での注意喚起
愛知県尾張農林水産事務所	情報収集、助言

(2) 緊急時の連絡体制





7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシンについては、できるだけ苦痛の少ない方法で速やかに殺処分し、適切な焼却処理施設で焼却処分する。必要な場合には、豚熱検査を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当無し
ペットフード	該当無し
皮革	該当無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当無し

(2) 処理加工施設の取組

該当無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	春日井市鳥獣被害防止対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役割
春日井市	鳥獣被害防止対策協議会の事務局を務める。協議会の運営、各機関の連絡調整を行う。
春日井市農業委員会	各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。
春日井猟友会	有害鳥獣に対する専門知識の伝達、捕獲体制に対する助言及び捕獲を行う。
尾張中央農業協同組合	情報提供等を行う。
愛知県	保護管理の適正化、技術の指導・普及・制度支援等を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県尾張農林水産事務所	捕獲の指導、助言等
愛知県尾張県民事務所	有害鳥獣捕獲及び鳥獣保護に関する情報提供、指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は令和8年度から設置予定。実施隊員は、市職員のうち、主に農政課及び野外教育センターのわな猟免許取得者により構成される。猟友会と協力して効率的な捕獲を推進していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当無し